吸収分割に関する事前開示書面

(分割会社:会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面) (承継会社:会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める書面)

2024年6月7日

株式会社ヤマシナ 株式会社ヤマシナ吸収分割準備会社

京都府京都市山科区東野狐藪町 16 番地 株式会社ヤマシナ 代表取締役 堀 直樹

京都府京都市山科区東野狐藪町 16 番地 株式会社ヤマシナ吸収分割準備会社 代表取締役 古川 泰司

株式会社ヤマシナ(以下「分割会社」といいます。)及び分割会社の完全子会社である株式会社ヤマシナ吸収分割準備会社(以下「承継会社」といいます。)は、両当事者間で 2024 年 4月 16 日付に締結した吸収分割契約書(以下「本契約」といいます。)に基づき、2024 年 10 月 1 日を効力発生日(以下「効力発生日」といいます。)として、分割会社の金属製品事業に関する権利義務(以下「承継対象権利義務」といいます。)を承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行うことにいたしました。

本吸収分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める事項は以下のとおりです。

記

- 1. 本契約の内容(会社法第782条第1項及び第794条第1項) 別紙1の吸収分割契約書のとおりです。
- 2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1号) 承継会社である株式会社ヤマシナ吸収分割準備会社は、当社の完全子会社であるため、 対価の交付はいたしません。
- 3. 吸収分割に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 3 号 及び第 192 条第 3 号)

該当事項はありません。

- 4. 吸収分割会社に関する事項(会社法施行規則第183条第5号イ、第192条第4号)
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を近畿財務局に提出しております。 最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告 書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」又は分割会社の下記ウェブサイトよりご覧いただけます。

[https://www.kk-yamashina.co.jp/ir/index.html]

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容 該当事項はありません。

- 5. 吸収分割承継会社に関する事項(会社法施行規則第183条第4号、第192条第6号ロ)
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社は、2024 年4月1日に設立された会社であるため、確定した最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容 該当事項はありません。
- 6. 効力発生日後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込み に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 6 号及び第 192 条第 7 号)
 - (1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

分割会社の2024年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、効力発生日以降における分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸収分割の効力発生日以後における分割会社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておりません。

本吸収分割後の分割会社の収益状況を検討した結果、分割会社が負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

承継会社の2024年4月1日(設立日)現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、効力発生日以降における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸収分割の効力発生日以後における承継会社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておりません。

本吸収分割後の承継会社の収益状況を検討した結果、承継会社が負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項(会社法施行規則第 183 条第 7 号及び第 192 条第 8 号)

変更がありましたら直ちに開示いたします。

以上



吸収分割契約書

株式会社ヤマシナ(以下「分割会社」という。)及び株式会社ヤマシナ吸収分割準備会社(以下「承継会社」という。)は、分割会社が金属製品事業(以下「本事業」という。)に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」という。)について、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(目的)

分割会社は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、本事業に関して有する第4条第 1項に規定する権利義務を承継会社に承継させ、承継会社は、これを分割会社から承継する。

第2条 (当事者の商号及び住所)

本吸収分割に係る、分割会社及び承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

(1) 分割会社

商号:株式会社ヤマシナ

住所:京都市山科区東野狐藪町16番地

(2) 承継会社

商号:株式会社ヤマシナ吸収分割準備会社

住所:京都市山科区東野狐藪町16番地

第3条(効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2024年10月1日とする。ただし、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、分割会社及び承継会社が協議の上、効力発生日を変更することができる。

第4条 (承継する権利義務等)

- 1. 本吸収分割により分割会社から分割され承継会社に承継される資産、負債、契約その他の権利 義務(以下「承継対象権利義務」という。)は、効力発生日において本事業に属する別紙「承継 権利義務明細表」のとおりとする。
- 2. 前項により承継会社が承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における最終的な債務及び義務の負担者は承継会社とし、当該承継する債務について、分割会社が履行その他の負担をしたときは、分割会社は承継会社に対してその負担の全額について求償することができる。
- 3. 前 2 項の規定にかかわらず、承継対象権利義務のうち、法令、条例等により本吸収分割による 承継ができないもの、又は本吸収分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生 じ若しくは生じる可能性があるものについては、分割会社及び承継会社が協議の上、これを承 継対象権利義務から除外することができる。

第5条(本吸収分割の対価)

分割会社が承継会社の発行株式の全部を所有していることから、本吸収分割に際して、承継会社は、 分割会社に対し、金銭その他の対価を支払わない。

第6条(承継会社の資本金及び準備金に関する事項)

承継会社は、本吸収分割により、資本金及び準備金の額を増加しない。

第7条 (株主総会の承認)

分割会社は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認(会社法(平成十七年法律 第八十六号)の規定により、本吸収分割について株主総会の承認が不要である場合を除く。)その他 本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。なお、承継会社は、会社法第796条第1項の規定 により、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議は不要とし、分割会 社はこの扱いを承諾するものとする。

第8条 (競業避止義務)

分割会社は、本吸収分割後においても、本事業について一切競業避止義務を負わない。

第9条 (会社財産の管理等)

分割会社及び承継会社は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ分割会社及び承継会社が協議の上、これを行うものとする。

第10条(本契約の条件変更及び解除)

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、分割会社又は承継会社の資産状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本吸収分割の目的の達成が困難になった場合には、分割会社及び承継会社が協議の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条(本契約の失効)

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める分割会社の株主総会の決議による承認を得られなかった場合、又は前条の規定に基づき本契約が解除された場合、効力を失うものとする。

第12条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社が協議の上これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、分割会社及び承継会社は記名捺印の上、分割会社が原本を、承継会社がその写しを保有する。

2024年4月16日

分割会社 京都市山科区東野狐藪町 16 番地株式会社ヤマシナ 代表取締役 堀 直樹

承継会社 京都市山科区東野狐藪町 16 番地 株式会社ヤマシナ吸収分割準備会社 代表取締役 古川 泰司

承継権利義務明細表

承継会社が分割会社から承継する本事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、分割会社が 有する本事業に関して属する次の権利義務とする。なお、分割会社及び承継会社が別途合意する権利義 務についてはこの限りではない。

なお、承継会社が分割会社から承継する本事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、2024 年3月31日現在の分割会社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発 生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1). 流動資産

本事業に属する、現金及び預金、売掛金、受取手形、電子記録債権、商品及び製品、仕掛品、 原材料及び貯蔵品、前払費用等の一切の流動資産(ただし、承継会社の必要運転資金を超える 現預金を除く。)

(2). 固定資産

本事業に属する、建物、機械装置等の一切の固定資産(ただし、土地、上場株式及び非上場株式は除く。)

2. 承継する負債

(1). 流動負債

本事業に属する、買掛金、未払金、未払費用等の一切の流動負債(ただし、短期借入金を除 く。)

(2). 固定負債

本事業に属する、退職給付引当金等の一切の固定負債

3. 承継する雇用契約等

吸収分割の効力発生日において本事業に主として従事する従業員(正社員、契約社員、採用内定者、パート社員、嘱託職員、アルバイト等を含む。)及び管理本部に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務その他一切の協定(ただし、経営管理事業に従事する従業員を除く。)

4. 承継するその他の権利義務等

(1). 雇用契約以外の契約

本事業に関して分割会社が締結した契約に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務(ただし、法令又は契約上承継できない契約、契約上の地位又は権利義務を除く。)

(2). 許認可等

本事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの(ただし、 分割会社が引き続き保有する必要のあるものを除く。)

以上

別紙 2 承継会社の成立の日における貸借対照表

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	90 百万円	株主資本	90 百万円
現金及び預金	90 百万円	資本金	90 百万円
資産合計	90 百万円	負債及び純資産合計	90 百万円